

阿南の夏まつり企業協賛取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、阿南の夏まつり（以下「夏まつり」という。）について、開催の趣旨に賛同する企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（協賛の種別）

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

(1) 協賛金

(2) その他、阿南の夏まつり実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

（募集）

第3条 協賛の募集は、阿南市（夏まつり）のホームページ、阿南市広報等によるものとする。

（協賛の申込方法）

第4条 協賛の申し込みは、別表1に定める協賛の品名に応じて、「阿南の夏まつりネーミングライツ協賛申込書（様式第1号）」、「阿南の夏まつりうちわ協賛申込書（様式第2号）」、「阿南の夏まつり花火協賛申込書（様式第3号）」により行うものとする。

（協賛等の決定）

第5条 会長は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに協賛等の可否を決定する。

2 会長は、前項の可否を決定したときは、「夏まつり協賛等決定通知書（様式第4号）」又は「夏まつり協賛等非決定通知書（様式第5号）」により、申込のあった企業等（以下、「申込者」という。）に通知する。

3 阿南の夏まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、協賛金を受け入れたときは、「協賛金受領証明書（様

式第 6 号)」 を申込者へ発行する。

(協賛として取り扱わないもの)

第 6 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 夏まつりの趣旨に反するもの
- (2) 法律等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関係するものであると認められるもの
- (5) 個人を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) 反社会的勢力と認められるもの
- (7) その他、会長が適当でないと判断するもの

(協賛金の納付等)

第 7 条 第 5 条の規定により協賛等決定通知書を受けた者（以下、「協賛主」という。）は、会長が指定する期日までに協賛金を一括納付するものとする。ただし、特別な理由があると会長が認めた場合は、この限りではない。

2 協賛金は、原則、実行委員会が指定する口座へ振込払いとする。

3 振り込まれた協賛金は、夏まつりの事業費に充てるものとし、実行委員会は協賛主に対して別表 1 のとおり特典を行う。

(協賛の取下げ)

第 8 条 協賛主が自己の都合により協賛の取下げを求める場合は、会長が指定する期日までに、「夏まつり協賛取下げ申出書（様式第 7 号）」を会長へ提出するものとする。

(協賛決定の取消)

第 9 条 会長が指定する期日までに協賛金を納付しなかった場合は、第 5 条に規定する決定を取消することができる。

（協賛金の還付）

第 10 条 既に納付された協賛金は返還しない。ただし、協賛主の責めに帰さない理由により協賛できない場合は、納付済みの協賛金を当該協賛主に返還する。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

（別表 1）

協賛広告

品 名	特 典	協 賛 金 額
①ネーミングライツ	ポスター・チラシ（新聞折込有）に企業名掲載、HP・SNSでの発信等	704,000円程度
②あななんうちわ	あななんうちわ裏面に企業名掲載	1口 150,000円 (1,000本)
③花火	チラシに企業名掲載	1口 10,000円